

港区体育協会表彰に関する被表彰者等の 推薦における留意事項について

(表彰の対象)

第1 次に掲げる者及び団体を表彰の対象とする。

1 スポーツ優秀選手及び優秀団体

(1)港区において、都民体育大会、東京都又は全国大会に参加し優勝した選手及び団体、オリンピック等の国際大会で優秀な成績を残した選手及び団体

(2)スポーツ・体育祭の優勝者(1団体あたり2種目までとする)

2 永年勤続功労者

(1)港区体育協会役員(理事・監事・評議員)及び事務局職員として10年以上にわたり体育の振興に尽力し、功績顕著な者

(2)港区体育協会加盟団体の役員として体育協会加盟後、10年以上にわたり体育の振興に尽力し、功績顕著な者

(被表彰者の推薦基準)

第2 永年勤続功労者の候補者の推薦基準は、次のとおりとする。

次のア・イのすべての基準に該当し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に功績のあった者であること。なお、推薦時に役員名簿等の履歴が確認できる資料を添付すること。

ア 体育協会加盟団体において、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に尽力し、顕著な功績のあった者

イ 年齢は概ね40歳以上で、体育協会加盟団体において引き続き10年以上の役員歴を有し、現在も活動中の者

(欠格事項)

第3 次のいずれかに該当しないこと。

1 過去において、同種の功績により港区体育協会表彰を受けたもの(ただし、スポーツ優秀選手及び優秀団体を除く)

2 大会優勝の場合は、参加種目の参加人数・チーム数が15以下(棄権・失格を除く)であること。

3 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)

4 表彰されることが、港区民感情にそぐわないと認められるもの